○中国地方整備局告示第八十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月三十一日

中国地方整備局長　栗田　悟

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
防府市大字台道字長尾一六〇番一から同市大字台道字山ノ口七〇四七番まで	前	一五・〇〇～三七・五〇メートル	〇・三二六キロメートル
	後	一五・〇〇～五三・〇〇メートル	〇・三二六キロメートル

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

○中国地方整備局告示第八十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月三十一日

中国地方整備局長　栗田　悟

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百九十号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
宇部市今村南三丁目三四五番二から同市今村南三丁目三四五番四まで	前	二三・五〇～二四・五〇メートル	〇・〇三四キロメートル
	後	二一・〇〇～二五・〇〇メートル	〇・〇三四キロメートル

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

○中国地方整備局告示第九十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月三十一日

中国地方整備局長　栗田　悟

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百八十八号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
岩国市今津町一丁目一〇〇番七地内	前	一八・〇〇～一八・〇〇メートル	〇・〇六九キロメートル
	後	一八・〇〇～一九・〇〇メートル	〇・〇六九キロメートル

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

○中国地方整備局告示第九十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月三十一日

中国地方整備局長　栗田　悟

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百八十八号	岩国市今津町一丁目一〇〇番七地内	中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年三月三十一日

○四国地方整備局告示第四十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月三十一日

四国地方整備局長　三浦　真紀

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十六号及び三百八十一号	高知県高岡郡四万十町床鍋字大島五九一番三から同町床鍋字間野島一五九八番まで	四国地方整備局及び同局中村河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年三月三十一日

○四国地方整備局告示第四十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月三十一日

四国地方整備局長　三浦　真紀

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　五十六号及び三百八十一号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
高知県高岡郡四万十町六反地字クワバラ谷口七二番一から同町六反地字牛ヅカノ本三五四番二まで	前	九・七九～三二・〇六メートル	〇・四一五キロメートル
	後	一一・九五～三二・〇六メートル	〇・四一五キロメートル

(四) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局中村河川国道事務所

○四国地方整備局告示第四十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月三十一日

四国地方整備局長　三浦　真紀

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十五号	高知県安芸郡奈半利町字小須川東甲三一三四番四から同町字小須川東甲一三七三番一まで	四国地方整備局及び同局土佐国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年三月三十一日

○四国地方整備局告示第四十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月三十一日

四国地方整備局長　三浦　真紀

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　五十六号及び百九十七号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
高知市春野町弘岡上字天皇前一九七三番一から同市春野町弘岡上字天皇前一九七七番一まで	前	五〇・一〇～六二・一〇メートル	〇・〇二二〇キロメートル
	後	四五・二〇～五九・〇〇メートル	〇・〇二二〇キロメートル

(四) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局高知河川国道事務所